

鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅における感震ブレーカーの設置を後押しし、震災に強いまちづくりを推進するため、鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 地震による揺れを検知し、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具をいう。
- (2) 分電盤タイプ 感震ブレーカーのうち、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（JWDS0007付2）で定める構造および機能を有するもので分電盤内蔵型または後付型のものをいう。
- (3) 分電盤タイプ以外 感震ブレーカーのうち、次に掲げるものをいう。
 - ア コンセント（単体）タイプ 感震ブレーカーのうち、一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証（以下「消防防災製品等推奨証」という。）の交付を受け、電気コンセントと機器の間に設置することにより、当該感震ブレーカーに接続された機器の電気を遮断するものをいう。
 - イ コンセント（疑似漏電）タイプ 感震ブレーカーのうち、消防防災製品等推奨証の交付を受け、アース付き電気コンセントに設置し、地震による揺れを検知した際に、疑似的な漏電を発生させ、漏電ブレーカーを作動させることにより、住宅内の電気を遮断するものをいう。
 - ウ コンセント（埋込）タイプ 感震ブレーカーのうち、消防防災製品等推奨証の交付を受け、電気コンセントの内部に埋め込んで設置することにより、当該コンセントに接続された機器の電気を遮断するものをいう。
 - エ 簡易タイプ 感震ブレーカーのうち、消防防災製品等推奨証の交付を受け、バネの作動、おもりの落下等によりブレーカーを切って電気を遮断する機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、自ら居住するために用いる市内の既存の住宅（事務所、店舗の機能を兼ねる家屋および共同住宅を含む。以下同じ。）に居住する世帯主または自ら居住するために市内に住宅を新築または購入（建売住宅は新築に限る。）しようとする世帯主

(2) 市税を滞納していない者

(3) 過去にこの補助金の交付を受けていない者

（補助事業の経費の範囲等）

第4条 補助事業の経費の範囲、補助金の額、交付申請および実績報告については、次に定めるところによる。

(1) 既存の住宅に分電盤タイプの感震ブレーカーを設置する場合

ア 補助対象経費 感震ブレーカーの購入およびその設置にかかる費用（既存設備の修繕、撤去および移設に要する費用は除く。）

イ 補助金の額 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を限度額とする。ただし、当該補助金の額が1,000円未満となる場合、補助金は交付しないものとする。

ウ 交付申請 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、分電盤タイプの設置に係る住宅所有者の同意書（様式第2号）については、申請者が所有者または所有者と同一世帯員である場合の提出は不要とする。

（ア） 設置する分電盤タイプの概要が分かる書類

（イ） 補助対象経費が分かる見積書の写し

（ウ） 承諾書および誓約書（様式第1号）

（エ） 分電盤タイプの設置に係る住宅所有者の同意書（様式第2号）

（オ） 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の本人確認書類の写し

（カ） 申請者名義の通帳見開きの写し

（キ） その他市長が必要と認める書類

エ 実績報告 本条の申請について補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、感震ブレーカーの設置が完了したときは、交付決定通知を受

けた年度の末日までに規則第 12 条の実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(ア) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(イ) 設置した分電盤タイプの現況写真

(ウ) その他市長が必要と認める書類

(2) 新築住宅に分電盤タイプの感震ブレーカーを設置する場合

ア 補助金の額 10,000 円

イ 交付申請 申請者は、新築住宅の引き渡しを受けた日もしくは登記が完了した日から起算して 30 日を経過した日または新築住宅の引き渡しを受けた日もしくは登記が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 3 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(ア) 建物登記簿謄本または建物引渡書などの建物完成または引き渡し日が分かる書類の写し

(イ) 感震ブレーカーの設置状態が確認できる写真

(ウ) 感震ブレーカーの機器の概要が分かる書類

(エ) 承諾書および誓約書（様式第 1 号）

(オ) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の本人確認書類の写し

(カ) 申請者名義の通帳見開きの写し

(キ) その他市長が必要と認める書類

(3) 住宅に分電盤タイプ以外の感震ブレーカーを設置する場合

ア 補助対象経費 感震ブレーカーの購入およびその設置にかかる費用（既存設備の修繕、撤去および移設に要する費用は除く。）

イ 補助金の額 補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000 円を限度額とする。ただし、当該補助金の額が 1,000 円未満となる場合、補助金は交付しないものとする。

ウ 交付申請 申請者は、設置が完了した日から起算して 30 日を経過した日または設置が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 3 号）に、次に掲げる書類

を添えて市長に提出しなければならない。

- (ア) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (イ) 感震ブレーカーの設置状態が確認できる写真
- (ウ) 感震ブレーカーの機器の概要が分かる書類
- (エ) 承諾書および誓約書（様式第1号）
- (オ) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の本人確認書類の写し
- (カ) 申請者名義の通帳見開きの写し
- (キ) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

（書類の整備）

第5条 補助金交付者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、本事業に関する書類を整理し、かつ、これらの書類を次に掲げる期間保存しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号の場合 実績報告をした日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間
- (2) 前条第1項第2号および第3号の場合 交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間

（財産の管理および処分）

第6条 補助金交付者は、補助対象事業により取得した財産（次項において「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 取得財産は、前条で定める期間は撤去または移設をしてはならない。ただし、コンセント（単体）タイプまたはコンセント（疑似漏電）タイプの場合は、同一住宅内での移設に限り認めるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和8年3月31日までの間、第5条第1項第1号中「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月22日から施行する。

様式第 1 号

承諾書および誓約書

鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業の実施に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 公簿により鯖江市が市税の滞納状況等の情報を確認することを承諾します。
- 2 これまでに本事業から感震ブレーカー設置事業補助金の交付を受けたことはありません。
- 3 私は、交付申請等の内容や添付した書類等は、申請者の責任の下に確認した真正な書類等であり、虚偽の内容は含まれていないことを表明し、保証します。
- 4 私は、鯖江市暴力団排除条例(平成 23 年鯖江市条例第 10 号)に規定する暴力団、暴力団員、それらの利益となる活動を行う者およびこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- 5 前各号を遵守できないときは、市からの求めに応じ、交付を受ける補助金を全額返還します。

年 月 日

鯖江市長 殿

住 所

氏 名

(署名または記名押印)

様式第 2 号

年 月 日

鯖江市長 殿

分電盤タイプの設置に係る住宅所有者の同意書

私は、鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金を用いて、

所有する鯖江市 _____
の住宅において申請者が感震ブレーカーを設置することに同意します。

住所 _____ 氏名 _____

住所 _____ 氏名 _____

住所 _____ 氏名 _____

住所 _____ 氏名 _____

住所 _____ 氏名 _____

※所有者が複数名の共有の場合には、全ての共有者の同意が必要です。

※それぞれ自署での記入をお願いします。

様式第 3 号

年 月 日

鯖江市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書兼請求書

鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請および請求します。

記

1 設置費 _____ 円

2 補助金交付申請額	金 _____ 円
------------	-----------

3 設置日（要綱第 4 条第 1 号） _____ 年 月 日

4 振込先

_____ 銀行 _____ 支店 （普・当） No. _____

_____（口座名義：カナ表記）

5 添付書類

- （1）補助対象経費に係る領収書等の写し（既存の住宅の場合）
- （2）建物登記簿謄本または建物引渡書などの建物完成または引き渡し日が分かる書類の写し感震ブレーカーの機器の概要が分かる書類（新築住宅の場合）
- （3）感震ブレーカーの設置状態が確認できる写真
- （4）感震ブレーカーの機器の概要が分かる書類
- （5）承諾書および誓約書（様式第 1 号）
- （6）申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の確認書類の写し
- （7）申請者名義の通帳見開きの写し
- （8）その他市長が必要と認める書類